

平成30年11月16日
障害福祉担当部
障害施策推進課

障害者等の相談支援体制の強化について

1 主旨

区では、平成28年7月から27地区に「福祉の相談窓口」を開設し、高齢者に限らず障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応する地域包括ケアの地区展開を推進している。

こうした中、平成25年度に設置した地域障害者相談支援センターは、障害に係る多様な相談に対応すると共に、「福祉の相談窓口」のバックアップ機能も担っており、総合支所等との連携の下で、障害者本人や家族の意向に沿った地域生活の実現にあたっている。しかしながら、年間延1万9千件を超える相談対応や7割を超える精神障害・こころの相談への対応が困難になりつつあることに加え、「福祉の相談窓口」では精神障害などの専門性と継続性が必要な相談対応に苦慮している状況がある。

こうした状況を踏まえつつ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、今年度実施する地域障害者相談支援センターの次期受託事業者選定（事業期間：平成31年4月～36年3月）に合わせて、地域障害者相談支援センターと基幹相談支援センターの機能整理を行うとともに、障害者の相談支援体制の強化を進める。

<現状>

(1) 地域障害者相談支援センター【5か所：社会福祉法人等へ委託】

- 根拠規定 障害者総合支援法第77条第1項第3号に基づく要綱設置(平成25年4月～)
- 主な機能
年齢や障害種別を問わず利用者からの障害に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う。利用者が適切なサービス・施策を利用できるよう、関係機関と連絡調整等を行う。
- 実施体制 1地域あたり3.5人
- 委託期間 平成28年度～平成30年度(3ヶ年)

(2) 基幹相談支援センター【1か所：(公財)世田谷区保健センター(総合福祉センター)へ委託】

- 根拠規定 障害者総合支援法第77条の2第2項に基づく要綱設置(平成24年4月～)
- 主な機能
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。相談支援に従事する人材の育成、自立支援協議会の事務局運営を担っている。
- 実施体制 5人
- その他 平成31年度より梅ヶ丘拠点(民間施設棟)にて事業実施

2 障害に係る相談体制の主な課題

(1) 地域障害者相談支援センター

相談件数がこの2年間で精神障害を中心に約1.4倍となっており、あんしんすこやかセンターとの連携事例も増えるなど、相談支援専門員の負担が大きくなっている。(1人当りの相談件数、年間延1,100件)

障害理解と障害者差別解消法の普及・啓発、地域での共生社会づくり、虐待の予防・早期発見などを行う必要がある。

あんしんすこやかセンター等との連携強化に向けた開設曜日・時間の整合、また利用者にとってわかり易く、利用し易い場所と名称が必要となっている。

(2) 基幹相談支援センター

発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア児等への対応など、多様化する障害に対して、基幹相談支援センターとしての役割が果たせる体制整備が必要である。

「サービス等利用計画」の作成を担う相談支援専門員について、すべての利用者の計画作成を確保するには十分とは言えない状況にあり、確保・育成が急務である。

*セルフプランの状況 平成28年度1,293件 平成30年度2,098件(見込み)

3 体制強化の視点

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進に向けた体制強化

障害理解と共生社会づくりの推進、虐待予防と的確な対応

利用者が相談しやすい環境の整備

幅広い障害者ニーズに対応する専門性の確保と人材育成

4 体制強化の内容

(1) 地域障害者相談支援センター

障害者本人や家族、障害の種別を問わない多様な相談の場として、8050等の複合的な課題や制度の狭間の相談、ニーズの多いところの相談や精神障害相談にも対応し、総合支所等と連携しながら地域包括ケアシステムの推進機能を担う。

<具体的内容>

相談支援にあたる人員増(現状3.5人 5.0人<うち1名は、精神保健福祉士>)

増加する相談に対応するため、体制を強化する。また、今後見込まれる精神障害者の増加へ対応するため、標準的な面談時間や回数などの基準を検討する。

エリア自立支援協議会の事務局運営(現状0人 0.5人)

「エリア自立支援協議会」の事務局を、地域障害者相談支援センターが担う。保健福祉課による後方支援の下で、地域におけるネットワークづくり、障害理解と共生社会づくり、虐待の予防と早期発見などを行う。

開設日時の変更等

あんしんすこやかセンターとの連携強化に向け、土曜日も窓口を開設するとともに、開設時間を午前8時30分～午後5時(現行午前10時～午後6時)とする。また、利用者の利便性向上のため、わかりやすく利用し易い設置場所とする。

名称の検討

施設の目的を表しつつ、誰にとっても相談しやすい窓口とするため、名称の取扱いについて平成31年度に向け調整する。

(2) 基幹相談支援センター

障害者の相談支援体制の統括、専門的な相談支援、人材育成、世田谷区自立支援協議会事務局を担っている。平成31年度からは梅ヶ丘拠点(民間施設施設棟)において、地域・地区の相談機関が質の高い相談支援を行うためのバックアップ機関としての機能を強化する。なお、基幹相談支援センターについても、区民が機能イメージを掴みやすい名称を検討する。

<具体的内容>

相談支援アドバイザー制度の導入

障害各分野において高い専門知識を有する相談支援専門員等を、相談支援事業所の助言・指導等にあたるアドバイザーとして委嘱し、医療的ケア児や精神障害者の地域移行等に対応できる相談支援事業所の拡充を進める。

育成研修の充実

現在実施している相談支援専門員に従事するための初任者研修に加え、相談支援専門員に対する基本相談や計画作成のスキルアップ研修を行っていく。また、ケアマネージャー（介護保険制度）を対象に障害福祉制度の基本研修等を行い相談支援専門員の育成を図るとともに、継続的なフォローを行う。専門的見地からの検証等

相談支援事業所が行ったモニタリング結果や、障害者等が作成したセルフプランに対し、専門的見地からの検証、評価、助言等を行い、相談支援やプラン作成の質の向上を図る。

5 委託期間

平成31（2019）年4月～平成36（2024）年3月（5年間）とする。*現行3年間

6 地域障害者相談支援センター事業者選定（公募型プロポーザル）

- (1) 募集期間 平成30年9月6日（木）～9月20日（木）
- (2) 応募要件 指定相談支援事業所の指定を受けていること
区内で現に相談支援事業を実施していること
- (3) 審査 学識経験者・区職員等で構成する審査会（5名で構成）にて、事業者より提出された 事業提案書 公認会計士による財務評価 ヒアリング審査により事業者選定を行う。
- (4) 選定 各地域1事業者（なお、1事業者が複数地域の運営にあたることを妨げない）
- (5) 広報 区ホームページ等で募集案内を行うほか、相談支援事業所への個別案内を行う。

7 今後のスケジュール

- 平成30年12月 地域障害者相談支援センター 次期受託事業者選定
- 平成31年 2月 福祉保健常任委員会報告（事業者選定結果）
- 4月 新たな仕様に基づく基幹相談支援センター・地域障害者相談支援センターの委託開始

「地域障害者相談支援センター」における相談件数

1 年度別相談件数

年度	相談件数 合計（件）	相談実人数 （人）	相談のうち精神障害・こころの相談件数		
			精神障害（件）	こころの相談件	小計（件）
平成 27 年度	14,319	336	9,975	501	10,311
平成 28 年度 （増減）	18,489 （4,170）	325 （ 11）	13,350 （3,375）	808 （307）	13,675 （3,364）
平成 29 年度 （増減）	19,555 （1,066）	614 （289）	13,890 （540）	749 （ 59）	14,504 （829）

* 各年度とも「精神障害・こころの相談」が全体の7割以上を占めている。

2 あんしんすこやかセンターからの相談引継ぎ件数（実人数）

年度	引継ぎ件数 合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
平成 28 年度 （7月～翌3月）	78	5	27	21	24	1
平成 29 年度	216	32	103	36	33	12

<引継ぎ事例>

（1）親の高齢化に伴い、知的障害の息子さんの課題が表出した事例

- 要介護2で80歳の母親と知的障害が疑われる50歳の息子が同居。
- 地域障害者相談支援センターでは、母親だけでは手続きが難しいと思われる障害認定手続きを東京都心身障害者福祉センターへ同行支援。更に、精神障害があるが病識の無い別居の姉に対しても支援が必要と判断し、面談等の支援を行った。
- 息子の障害福祉サービスについては相談支援事業所へ引継ぎ、事業所で対応しない基本相談については、地域障害支援センターが継続して対応を行っている。

（2）区外精神科病院に入院中の方への退院支援をした事例（地域移行支援）

- 区外の精神科病院に医療保護入院中である方の退院に向けた対応
- 母に対して攻撃的・威圧的な態度を取ることがあり、母のヘルパーに対しても同様の行動があった。病院と連携しながら居住先の確保に向けた支援を行い、区外のグループホームへの入居の目途がたった頃、地域移行支援を行う相談支援事業所が見つかり、連携しながら退院支援を進めた。

（3）福祉サービスの見立てと相談支援事業所への繋ぎをした事例

- 転倒事故により入院。退院直後からあんしんすこやかセンターへ「自宅で入浴できるか心配」「杖はもらえるか」などの相談があったため、あんしんすこやかセンター職員とともに自宅を訪問し、障害福祉サービスの見立てを行った結果、外出が困難なため買物支援や洗濯・清掃の支援が必要と判断。
- 地域障害者相談支援センターでは、障害福祉サービス利用のための認定調査について保健福祉課と連携、サービス等利用計画作成について相談支援事業所への繋ぎを行った。また、入浴補助用具選定のため、福祉用具業者の手配なども行った。